

習志野市農業委員会総会議事録

令和5年第7回習志野市農業委員会総会は令和5年7月5日（水曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後 3時00分

2. 委員の出欠席 16名中 16名出席 欠席0名

(委員氏名)

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中墓 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	
会長 三代川 彦博	会長職務代理者 村山 茂男	

3. 議事録署名人 13番 織戸 淳也 14番 渡邊 幸枝

4. 総会に付した議件

議案第1号 生産緑地地区の指定に係る農地等の認定について

議案第2号 生産緑地のあっせんについて

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について

議案第4号 都市農地の貸借の円滑化に係る事業計画の認定の決定について

5. 報告案件

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願（相続）について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願（相続）について

6. 議案審議結果

上程 4件 承認 4件

7. 閉会時間 午後4時20分

議 長	<p>それでは、ただ今より、令和5年第7回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>農業委員会総会の開催に当たりましては、これまでどおり、市の指示事項に応じた対策を講じて開催いたしますので、ご承知置きください。</p> <p>本日、欠席された委員はおりません。</p> <p>よって、委員16名の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により、議長より指名をさせていただきます。</p> <p>13番、織戸淳也委員、14番、渡邊幸枝委員、兩名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は4件、報告件数は3件でございます。</p> <p>それでは、早速審議に入ります。</p> <p>議案第1号、「生産緑地地区の指定に係る農地等の認定について」を議案といたします。</p> <p>事務局は、議案第1号の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、議長のご指示によりまして、説明をさせていただきます。</p> <p>総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第1号は、生産緑地地区の指定に係る農地等の認定についてであります。</p> <p>市長より、生産緑地法第2条第1号の規定に該当するか意見の照会がありましたので、地権者が生産緑地地区の指定を受けようとする土地が農地に該当するか意見を求めるものです。</p> <p>1番、生産緑地地区の指定を受けようとする土地は、習志野市津田沼二丁目の土地6筆であり、6筆の合計面積は1,324平方メートルであります。</p> <p>土地所有者につきましては、資料記載のとおりです。</p> <p>2番、生産緑地地区の指定を受けようとする理由については、この後、詳細説明の場で申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続けて、議案の詳細説明をお願いします。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>……… 暫時休憩中、事務局より詳細説明 ………</p>

議 長	事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。 議案第1号について、現地調査された矢野委員に伺いますが、現地の状況や肥培管理などの状況はいかがだったでしょうか。
矢野委員	はい。先日現地調査を行いました。 申請地は、ご自宅に隣接する土地であり、農機具などを保管する農業用倉庫と、雑草の繁茂もない適正に管理された農地でした。
議 長	<p>矢野委員、ありがとうございました。</p> <p>私も同じ地域で営農しておりますが、申請者さんは精力的に営農されている方であると認識しております。</p> <p>議案第1号は、今後も農業経営を継続するに当たって、土地所有者が生産緑地指定を新規に受け、農地の維持に努めようとする案件です。</p> <p>農家や農地を守る農業委員会としては、生産緑地として市街化区域内において農地を残そうとする選択は、非常にありがたいことであり今後も頑張ってくださいを願います。</p> <p>それでは、議案第1号について質問等のある方は、挙手願います。</p> <p>はい。質問等が無ければ、審議に入ります。</p> <p>議案第1号、「生産緑地地区の指定に係る農地等の認定について」お諮りいたします。</p> <p>地権者が生産緑地地区の指定を受けようとする土地は、農地に該当すると決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>全員賛成を持ちまして、農地に該当することと決しました。</p> <p>事務局は、生産緑地指定に向けて、速やかに回答の処理をよろしく願います。</p> <p>続きまして、議案第2号、「生産緑地のあっせんについて」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局は議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第2号は、生産緑地のあっせんについてであります。</p> <p>対象となりました生産緑地は、習志野市本大久保五丁目にある農地3筆であり、合計の面積は1,229平方メートルであります。</p>

	<p>事務局 申請者及び買い取り希望額は、資料記載のとおりでございます。</p> <p>対象地である生産緑地につきましては、平成4年11月に生産緑地地区として指定され、指定の日から起算して30年を経過したことから、生産緑地法第10条の規定に基づき、令和5年5月25日付けにて、所有者より市に対して生産緑地の買い取り申出がなされましたが、市及び他の公共団体等において買い取り希望はありませんでした。</p> <p>よって、同法第13条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを得できるように努める必要があることから、農業委員会及びJA千葉みらい習志野支店にあっせんが依頼されたものです。</p> <p>対象地は、資料添付の案内図のとおりで、皆さまにおかれましては、地域の方に対しまして、対象地や面積、買い取り希望金額をお伝え頂き、買い取り希望の有無をご確認くださいようお願いいたします。</p> <p>次回の令和5年第8回総会にて、あっせん結果の報告をお伺いいたします。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>本件は、昨年11月をもって指定期間を満了し、30年間という長い年月を生産緑地として利活用していただいた事案であります。</p> <p>ただ今の説明について、ご質問のある方は、挙手願います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ご意見・ご質問等が無ければ、委員の皆さまは、地域に持ち帰り、生産緑地の購入を希望された方がいるか確認いただき、次回の8月総会であっせん結果の報告を求めさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次にまいります。</p> <p>議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」であります。</p> <p>本件は、令和3年第3回総会において審議され、同年3月に県許可となった案件ですが事務局は、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第3号は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてであります。</p> <p>下記の者より、以下のとおり転用計画の変更について承認を受けるため、申請書の提出がありましたので、承認について審議を求めるものです。</p>

	<p>事務局</p> <p>1番、申請者は、船橋市で不動産業を営む不動産会社であります。</p> <p>一つ飛ばしまして、3番、変更計画の内容は、転用期間の変更であり、完了予定年月日を令和6年4月30日に変更するものであります。</p> <p>なお、変更理由等の詳細は後程説明いたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続けて、議案の詳細説明をお願いします。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
	<p>事務局</p> <p>……… 暫時休憩中、事務局より詳細説明 ………</p>
<p>議長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>ご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。</p> <p>議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>全員賛成により、議案3号を許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。</p> <p>事務局は、進達に向けて準備を進めてください。</p> <p>次にまいります。</p> <p>議案第4号、「都市農地の貸借の円滑化に係る事業計画の認定の決定について」を議案といたします。</p> <p>事務局は議案第4号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第4号は、都市農地の貸借の円滑化に係る事業計画の認定の決定についてであります。</p> <p>下記のとおり、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき、市長より事業計画の適否について依頼がありましたので、計画案のとおり決定することについて、審議を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は、鷺沼二丁目及び鷺沼台一丁目の農地3筆であり、合計面積は2,241平方メートルであります。</p>

	<p>事務局 2番、権利の内容といたしましては、賃借権の設定であり、期間は認定後から令和14年11月23日までであります。</p> <p>なお、新規の利用権設定であり、賃料は年間で26,700円であります。</p> <p>3番、申請者住所及び氏名は資料記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本件は、農業委員会総会の中で初の事例となる審議案件です。</p> <p>それでは、事務局は議案の詳細説明をお願いします。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
	<p>事務局 …… 暫時休憩中、事務局より詳細説明 ……</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>議案第4号について村山職務代理、現地調査報告をお願いします。</p>
<p>村山職務代理</p>	<p>はい。借り手の方は、勢力的に営農活動を行っている方です。</p> <p>現地も直ちに耕作が開始できる状況であり問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>村山職務代理、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、中基委員に伺いますが、同じ生産者として、日々の活動等について報告をお願いします。</p>
	<p>中基委員 借り手の方は、一生懸命人参を作られていますので、よろしいかと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>中基委員、ありがとうございました。</p> <p>同じく、中野委員いかがでしょうか。</p>
	<p>中野委員 はい。同じ意見になりますが、人参部会長を精力的に勤められ、一生懸命営農活動をされている方であり、何ら問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>中野委員ありがとうございました。</p> <p>今回、生産緑地が借地の対象となりました。</p> <p>今後は、この様な貸借に関する議案が増えてくるのかと思います。</p>

<p>三代川委員</p>	<p>本件に関して、質問などはありませんか。 はい。三代川委員、どうぞ。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。確認ですが、相続が発生した場合はどのような扱いになるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局、答弁をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。お答えいたします。 有償の貸借の場合、貸し主に相続が発生した時は、借り主は農地を返還するといった内容の賃貸借契約はできないことになっております。 ただし、借り主の同意を得られれば農地の返還は可能です。 無償の使用貸借の場合には、農地を返還するといった内容の貸借契約を結ぶことができます。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 貸し借りの内容が違うだけで、大事になりかねませんので、事務局に相談を行っていただければ良いと思います。 他に質問などございませんか。 よろしいでしょうか。質問が無ければ、審議に入ります。 議案第4号、「都市農地の貸借の円滑化に係る事業計画の認定の決定について」お諮りいたします。 申請地の貸借を計画案のとおり決定することについて賛成の方の挙手を求めます。 はい。全員賛成を持ちまして、計画案のとおり決定することと決しました。 事務局は、事業計画の認定の決定に向けて、速やかに回答の処理をお願いします。 以上で、本日の審議案件は終了となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、報告事項に入ります。 報告第1号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知について、事前に確認していただいておりますが、質問の有る方は、挙手願います。よろしいでしょうか。 事務局は、補足説明ありますか。</p>

事務局	特段ございません。
議長	<p>はい。皆様、よろしいでしょうか。 質問が無ければ、次にまいります。 続きまして、報告第2号ですが、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてです。 事務局、何か補足説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	……… 暫時休憩中、事務局より補足説明 ………
議長	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。 委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。 質問等が無ければ、次にまいります。 報告第3号ですが、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてです。 事務局、何か補足説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	……… 暫時休憩中、事務局より補足説明 ………
議長	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。 委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、以上をもちまして、令和5年第7回習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>